吹田市への提言（案）

１　令和4年度包括外部監査の意見書について

（１）吹田市文化会館（メイシアター）の指定管理者の選定プロセスの改善について

　指定管理者の選定において、公募により民間の営利企業の参入を促すことについては、多様な施設がある中で、民間の手法の導入により低コストで内容が充実した運営が可能となる場合があることは否定しない。一方で、文化会館をはじめとした地域における文化施設においては、アーティストだけでなく、演出家、舞台に関する技術者やアートマネジメント人材の活動の場を創出することにより、文化に係る人材を育成することも、大きな役割となっている。これらの人材育成や地域のリソースとネットワークを活用したオリジナルな事業としては、プロのオーケストラと公募の市民合唱団が共演する「吹田市民の第九」、大学と連携し公募の市民が出演する「ファミリーミュージカル」を長年実施するなど多岐にわたる事業がある。このように継続的に実施する人材育成は、民間ではコストや長い年月が必要となるため、実施が難しい分野となっている。

吹田市文化会館（メイシアター）についても、地域やアーティストとのつながりを生かして市民参加型の事業を長年にわたって実施することにより、文化に係る人材育成を行ってきており、吹田市における文化振興の一翼を吹田市と共に担ってきたといえる。

意見書において、非公募の施設について選定プロセスの改善を図ることが望まれるとされているが、文化の分野においては、全国的な傾向として、民間の営利事業者が指定管理者となることによって文化に係る人材の育成が困難となっている。また、公共文化施設が地域社会のコモンズ（共有地）として様々なセクターやアクターとのネットワークハブとなるべきことは自治体文化政策の使命であり、このようなミッションを具現するには非営利団体の公益財団法人であることが、むしろ良い影響を及ぼしているといえよう。これらの点を踏まえ、今後の指定管理者の選定プロセスの変更を検討される際には慎重に議論されたい。

（２）歴史文化まちづくりセンター（浜屋敷）、南山田市民ギャラリーの指定管理者選定における応募資格の見直について

意見書においては、参考意見として、歴史文化まちづくりセンター（浜屋敷）、南山田市民ギャラリーについて、各条例において指定管理者が「市民で組織される営利を目的としない団体」に限定されているのは望ましくないとしているが、非営利の団体であっても民間の力の活用にあたり、指定管理者の選定に営利企業が参入せず地域の市民団体が指定されていることは施設の特性や規模等を考慮すると不自然ではないと考えられる。

地域の市民の力を生かした形で魅力的な施設運営がなされている場合、無理に営利企業に参入させることで施設のよさが失われる可能性もあるため、指定管理者選定における応募資格の見直しについては慎重に検討されたい。

２　吹田市立南山田市民ギャラリーの活用について

　吹田市立南山田市民ギャラリーについては、交通の便等を考慮すると展示だけでなく文化の振興に資する取組でも使用することで、地域に根差した施設としてより一層活用できるものと考えられる。今後、使用のあり方等について検討されたい。

令和6年1月１９日

吹田市文化振興審議会

　　会長　藤野　一夫